毎週火・金曜日発行

# 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部 法務・法人局 法制文書課
電話 011－204－5035
FAX 011－232－1385

目次　ページ

告示
○家畜伝染病検査の命令……（畜産振興課）　17
○道営土地改良事業の工事の完了……（農業施設管理課）　19
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　20
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……（治山課）　20
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（維持管理防災課）　20
総合振興局告示及び振興局告示
○特定調達契約に係る落札者等の公示……　20
道警察本部告示
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……　21

## 告示

**北海道告示第521号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第５条第１項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成28年８月12日

北海道知事　高橋　はるみ

1　牛のブルセラ病及びヨーネ病（搾乳牛）

⑴　実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

⑵　実施する区域の市町村名及び実施の期日

| 実施する区域の市町村名 | 実施の期日（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） |
|---|---|
| 月形町 | 平成28年９月20日から同年11月４日まで |
| 江別市 | 同　９月１日から同年11月30日まで |
| 石狩市 | 同 |
| 平取町 | 同　９月１日から同年12月16日まで |
| 長万部町 | 同　９月５日から同年12月28日まで |
| 士別市 | 同　９月１日から同年12月16日まで |
| 下川町 | 同 |
| 幌加内町 | 同 |
| 稚内市 | 同　８月24日から同年11月24日まで |
| 置戸町 | 同　10月11日から平成29年２月28日まで |
| 音更町 | 同　10月17日から平成29年１月20日まで |
| 芽室町 | 同　10月24日から平成29年１月27日まで |
| 幕別町 | 同　９月５日から同年12月９日まで |
| 池田町 | 同　11月21日から平成29年２月３日まで |
| 厚岸町 | 同　10月24日から平成29年３月31日まで |
| 浜中町 | 同　８月22日から平成29年３月31日まで |

⑶　実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

⑷　実施の方法

ア　検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ　検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第９条に定める方法による。

2　牛のブルセラ病及びヨーネ病（種雄牛）

⑴　実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

⑵　実施する区域の市町村名及び実施の期日

| 実施する区域の市町村名 | 実施の期日（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） |
|---|---|
| 士別市 | 平成28年９月１日から同年12月16日まで |
| 下川町 | 同 |
| 幌加内町 | 同 |
| 厚岸町 | 同　10月24日から平成29年３月31日まで |
| 浜中町 | 同　８月23日から平成29年３月31日まで |

⑶　実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

⑷　実施の方法

ア　検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ　検査は、家畜伝染病予防法施行規則第９条に定める方法による。

3　牛の結核病（搾乳牛）

⑴　実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

⑵　実施する区域の市町村名及び実施の期日

| 実施する区域の市町村名 | 実施の期日（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） |
|---|---|
| 深川市 | 平成28年10月24日から同年12月９日まで |
| 蘭越町 | 同　10月１日から平成29年１月31日まで |
| 真狩村 | 同 |
| 留寿都村 | 同 |
| 喜茂別町 | 同 |
| 八雲町 | 同　10月３日から平成29年１月27日まで |
| せたな町 | 同　９月１日から同年11月11日まで |
| 富良野市 | 同　９月12日から平成29年１月27日まで |
| 美瑛町 | 同 |
| 天塩町 | 同　９月１日から同年12月28日まで |
| 枝幸町 | 同　10月24日から同年12月28日まで |
| 置戸町 | 同　10月11日から平成29年２月28日まで |
| 音更町 | 同　10月17日から平成29年１月20日まで |
| 芽室町 | 同　10月24日から平成29年１月27日まで |
| 幕別町 | 同　９月５日から同年12月９日まで |
| 池田町 | 同　11月21日から平成29年２月３日まで |
| 厚岸町 | 同　10月24日から平成29年３月31日まで |
| 浜中町 | 同　８月22日から平成29年３月31日まで |

⑶　実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。

⑷　実施の方法

ア　検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ　検査は、家畜伝染病予防法施行規則第９条に定める方法による。

4　牛の結核病（種雄牛）

⑴　実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

⑵　実施する区域の市町村名及び実施の期日

| 実施する区域の市町村名 | 実施の期日（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） |
|---|---|
| 蘭越町 | 平成28年10月１日から平成29年１月31日まで |
| 真狩村 | 同 |
| 留寿都村 | 同 |
| 喜茂別町 | 同 |
| 富良野市 | 同　９月12日から平成29年１月27日まで |
| 厚岸町 | 同　10月24日から平成29年３月31日まで |
| 浜中町 | 同　８月23日から平成29年３月31日まで |

⑶　実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。

⑷　実施の方法

ア　検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ　検査は、家畜伝染病予防法施行規則第９条に定める方法による。

5　牛のヨーネ病（肉用繁殖牛）

⑴　実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

⑵　実施する区域の市町村名及び実施の期日

| 実施する区域の市町村名 | 実施の期日（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） |
|---|---|
| 月形町 | 平成28年９月20日から同年11月４日まで |
| 札幌市 | 同　９月１日から同年11月30日まで |
| 北広島市 | 同 |
| 苫小牧市 | 同　10月11日から同年12月16日まで |
| 伊達市 | 同 |
| 洞爺湖町 | 同 |
| 平取町 | 同　９月１日から同年12月16日まで |
| 長万部町 | 同　９月５日から同年12月28日まで |
| せたな町 | 同　10月24日から同年12月16日まで |
| 士別市 | 同　９月１日から同年12月16日まで |
| 下川町 | 同 |
| 幌加内町 | 同 |
| 初山別村 | 同　10月３日から同年12月28日まで |
| 天塩町 | 同 |

稚　内　市　同　８月24日から同年11月24日まで
置　戸　町　同　10月11日から平成29年２月28日まで
広　尾　町　同　９月26日から同年12月２日まで
幕　別　町　同　９月５日から平成29年３月10日まで
足　寄　町　同　10月11日から平成29年３月31日まで
厚　岸　町　同　10月24日から平成29年３月31日まで
浜　中　町　同　８月22日から平成29年３月31日まで

(3)　実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4)　実施の方法

ア　検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ　検査は、家畜伝染病予防法施行規則第９条に定める方法による。

6　馬伝染性貧血（一般馬）

(1)　実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2)　実施する区域の市町村名及び実施の期日

| 実施する区域の市町村名 | 実施の期日（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） |
|---|---|
| 鷹栖町 | 平成28年９月１日から同年12月16日まで |
| 東川町 | 同 |
| 稚内市 | 同　12月１日から平成29年２月28日まで |
| 陸別町 | 同　９月１日から平成29年３月31日まで |
| 根室市 | 同　10月１日から同年12月22日まで |
| 別海町 | 同 |

(3)　実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第１項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。

(4)　実施の方法

ア　検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ　検査は、家畜伝染病予防法施行規則第９条に定める方法による。

7　馬伝染性貧血（種雄馬）

(1)　実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2)　実施する区域の市町村名及び実施の期日

| 実施する区域の市町村名 | 実施の期日（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） |
|---|---|
| 鷹栖町 | 平成28年９月１日から同年12月16日まで |
| 東川町 | 同 |
| 稚内市 | 同　12月１日から平成29年２月28日まで |

(3)　実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。

(4)　実施の方法

ア　検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ　検査は、家畜伝染病予防法施行規則第９条に定める方法による。

8　家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）

(1)　実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

(2)　実施する区域の市町村名及び実施の期日

| 実施する区域の市町村名 | 実施の期日（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） |
|---|---|
| 清水町 | 平成28年９月20日から同年11月25日まで |

(3)　実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

(4)　実施の方法

ア　検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ　検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

---

**北海道告示第522号**

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定により公告する。

平成28年８月12日

北海道知事　高　橋　はるみ

| 地区名 | 事業の種類 | 完了年月日 |
|---|---|---|
| 西山 | 経営体育成基盤整備［一般型］（農業用用排水施設） | 平成27．5．18 |
| 同 | 同　（暗渠(きょ)排水） | 同　25．6．10 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 同 | 同 | （区画整理） | 同　27．1．28 |
| 東中幹線 | かんがい排水［一般］ | | 同　28．1．14 |

**北海道告示第523号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成28年８月12日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　厚岸郡浜中町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　　霧害の防備

3　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第524号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年８月12日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　　浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　　土砂の崩壊の防備

3　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第525号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年８月12日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

恵庭牧場１（Ⅱ－０－200－200）

(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

恵庭市牧場、柏木（次の図のとおり）

(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

2(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

恵庭牧場４（Ⅲ－０－143－143）

(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

恵庭市牧場、柏木（次の図のとおり）

(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

## 総合振興局告示及び振興局告示

**北海道釧路総合振興局告示第３号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年８月12日

北海道釧路総合振興局長　田　辺　利　信

1　落札に係る物品等の名称及び数量
(1)　空港用スノースィーパ　１台（空港用スノースィーパ１台と交換）
(2)　空港用ロータリ除雪車　１台（空港用ロータリ除雪車１台と交換）
2　落札を決定した日
平成28年７月25日
3　落札者の氏名及び住所
(1)　氏　名　　北海道運搬機株式会社
住　所　　札幌市西区発寒16条13丁目７番11号
(2)　氏　名　　株式会社日本除雪機製作所
住　所　　札幌市手稲区曙５条５丁目１番10号
4　落札金額
(1)　53,352,000円
(2)　59,043,600円
5　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6　一般競争入札の公告
平成28年６月14日付け北海道釧路総合振興局告示第１号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)　名　称　　北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
(2)　所在地　　釧路市双葉町６番10号

## 道　警　察　本　部　告　示

**北海道警察本部告示第358号**

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正する。

平成28年８月12日

北海道警察本部長　北　村　博　文

別表函館方面函館中央警察署の部七重浜の項中「４丁目」を「７丁目」に改め、同部大野の項所管区の欄を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 同 | 本町１丁目から６丁目まで、本郷及び向野の１丁目から３丁目まで、市渡１丁目、本町、本郷、向野、市渡、稲里、白川、細入、開発、東前、萩野、一本木、千代田、清水川、南大野、村内、文月、村山並びに中山 |

別表釧路方面池田警察署の部浦幌の項を次のように改める。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 浦　幌 | 十勝郡浦幌町字桜町16番地26 | 十勝郡浦幌町字本町、字緑町、字栄町、字新町、字桜町、字東山町、字幸町、字寿町、字住吉町、字南町、字北町、字末広町、字西町、字材木町、字宝町、字円山、字福山、字炭山、字常室、字常豊、字時和、字幾栄、字帯富、字瀬多来、字幾千世、字千歳町及び字留真並びに字万年の一部（浦幌川以東） |

別表釧路方面池田警察署の部吉野の項中「同　字吉野186番地の２」を「同　字吉野116番地３」に、「万年」を「字万年」に改める。